高等学校等就学支援金のご案内

※令和8年10月時点

Ⅰ．高等学校等就学支援金（以下、就学支援金）とは

就学支援金とは、国の施策として、高等学校等の授業料の支援が受けられる制度です。令和8年度からは所得制限が撤廃され、所定の要件を満たす生徒が支給対象となります。

Ⅱ．対象要件について

・**生徒が**日本国内に住所を有していること。
・高等学校等を卒業（修了）していないこと。
・高等学校等に在学した期間が全日制であれば36ヶ月以下、定時制・通信制であれば48ヶ月以下であり、かつ履修期間満了単位数（修得単位数ではありません。）が74単位以下（年間上限30単位）であること。
・**生徒が**日本国籍を有する者、特別永住者、永住者など、所定の在留資格等の要件を満たすこと。

Ⅲ．支給額について

高等学校等就学支援金【新制度】の対象となった場合、本校は通信制の単位制高等学校のため、就学支援金の年間支給額は支給上限額である、1単位あたり「13,668円」となります。また、本校では当該年度の「履修単位数」と「在籍期間」に応じて、年間30単位を上限として支給されます。

〇支給額の計算方法：

＝年間支給額÷当該年度の本校での履修期間×当該年度の本校での履修単位数×当該年度の本校での最終的な在籍期間

例：9月1日付転入学（履修期間：7月）/ 当該年度：3月末まで在籍 / 25単位履修　の場合

⇒　13,668　円　÷　7　月　×　25　単位　×　7　月　＝　**341,700　円**（当該年度の最終的な支給額）

Ⅳ．申請手続きについて

学費納入（学籍発生）後、保護者宛てへ申請の案内を郵送いたします。書類が到着しましたらすぐに開封し、案内に従って申請手続きをお願いいたします。

なお、支給は原則申請のあった月から開始となります。遡っての支給は出来かねますのでご注意ください。

Ⅴ．学費請求時の取扱い

本校では家庭の教育費負担軽減を目的とし、入学後、申請手続きをしていただくことを条件に、入学時及び進級時の学費より認定見込み額（以下、概算額）を先引き、学費の請求を行っております。

なお、概算額の入学時ご請求させていただく学費からの先引きは、「本校の入学日が9月30日までの生徒」を対象といたします。また、前籍校の在籍期間や履修単位数などにより就学支援金の対象とならない場合は、先引きを行いません。

Ⅵ．後日納入

・**年度の途中で転退学等となった場合**、または**申請手続きを行わなかった場合**、概算額として先引きした金額は**後日、納入**いただきます。
・転編入学した生徒につきましては、前籍校の在籍期間や履修単位数等により支給額が減額されるため、情報に変更が生じた場合、後日、納入が発生する場合があります。
・行政による審査の結果、就学支援金の対象要件を満たしておらず、概算額として見込んでいた金額を満額受給できなかった場合には、不足金額を後日、納入いただきます。

Ⅶ．その他

・令和8年度より、生徒本人の国籍によって申請する制度が異なり、その制度に応じて認定基準、支給額が異なります。詳しくは学費納入確認後、送付する就学支援金申請の案内をご確認ください。
・概算額の先引きを行わなかった生徒については、入学後就学支援金の申請を行い、認定となった場合、対象単位数分の支給額を年度末に返金します。
・ダブルスクール等、本校に在籍しながら他の学校にて就学支援金制度をご利用される場合、本校では就学支援金の対象となりませんので、概算額の先引きも行いません。
・在学中に就学支援金の支給限度期間、または支給限度単位数を超過する場合、超過部分に関しては就学支援金の対象となりませんので、概算額の先引きも行いません。
・年度の途中で履修単位数を追加した場合、年間を通じて概算額の先引きを行いません。入学後就学支援金の申請を行い、認定となった場合、対象単位数分の支給額を年度末に返金します。ただし、年間上限単位数(30単位)または累計74単位を超過する部分については対象外となります。
・「高等学校等に在学した期間」とは、就学支援金制度を申請された期間ではなく、高等学校等に在籍した期間であり、**「未申請」または「不認定」の期間も含まれます**。
・学費の未納がある場合、当該年度の単位は認定することができません。
・年度の途中で転退学等となった場合、追加の請求が発生しますが、納入いただくまで転退学等の手続きは行うことができません。
・就学支援金の案内はご案内した時点の制度内容に基づき作成しているため、在学中に制度が変更となる場合がございます。変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

例：中学校卒業後**本校に新入学し、標準履修モデルで３年間在籍した場合**の実質負担額(令和8年度時点の制度の場合)

※下記の例は、申請し認定となった場合の金額です。手続きの遅れ等があると支給額が減額されます。
また、納入時に先引きする金額は本校で算出した「概算額」です。
なお、先引きしていたにもかかわらず申請されなかった場合、概算額は後日、全額納入いただきます。

【 ①　日本国籍の生徒 】　「高等学校等就学支援金【新制度】」の対象となる場合

	１年生	２年生	３年生
標準履修モデルの履修単位数	25単位	26単位	23単位
入学金	50,000	－	－
教育運営費	30,000	30,000	30,000
授業料（15,000円/1単位）	375,000	390,000	345,000
小計	455,000	420,000	375,000
就学支援金(確定額)	341,700	355,368	314,364
実質負担額	113,300	64,632	60,636

※所得に係わらず、対象要件を満たす場合、支給対象となります。

【 ②　外国籍の生徒 】　「高校生等・新修学支援金」制度の対象となる場合

世帯年収モデル（目安）	【590万円未満の場合】			【590～910万円未満の場合】			【910万円以上の場合】		
認定区分	加算区分：加算あり			加算区分：加算なし			所得制限		
	１年生	２年生	３年生	１年生	２年生	３年生	１年生	２年生	３年生
標準履修モデルの履修単位数	25単位	26単位	23単位	25単位	26単位	23単位	25単位	26単位	23単位
入学金	50,000	－	－	50,000	－	－	50,000	－	－
教育運営費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
授業料（15,000円/1単位）	375,000	390,000	345,000	375,000	390,000	345,000	375,000	390,000	345,000
小計	455,000	420,000	375,000	455,000	420,000	375,000	455,000	420,000	375,000
就学支援金(確定額)	300,750	312,780	276,690	120,300	125,112	110,676	－	－	－
実質負担額	154,250	107,220	98,310	334,700	294,888	264,324	455,000	420,000	375,000

※世帯年収はあくまでも目安であり、ご家庭の状況により実際の認定区分は異なります。

○申請手続きの大まかな流れ

①納付金(学費等)納入・案内発送(学校→生徒)

・学費納入確認後、保護者宛てに必要書類を郵送いたします。



②案内受領、オンライン申請提出(生徒→学校)

・書類受領後、案内をよく読み、速やかにお手続きください。

※申請から認定まで数か月かかりますので、案内がお手元に届きましたらすぐにお手続きください。



③確認、提出(学校→県)

・ご提出いただいた申請内容を学校にて確認し、県の担当課へ提出します。



④審査、認定(県→学校)

・審査を行い、内容に誤りがないか、対象要件に合致するか確認し、学校へ通知が届きます。



⑤決定通知発送(学校→生徒)

・県から届いた審査結果に基づき、各ご家庭へ決定通知書を発送します。



⑥返金(学校→生徒)

・概算額と認定額との差額が生じ、返金がある場合はご指定いただいた口座へ返金いたします。

(例年３月ころに実施しておりますが、入学時期や手続きの状況によっては３月を越える場合があります。時期については改めてご案内いたします。)